独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部公告第５号

研究学園都市計画事業萱丸一体型特定土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第110条第３項の規定による清算金の督促状について、送付すべき場所を確知することができなかったので、同法第133条第１項の規定により、その内容を下記のとおり公告する。

平成29年11月９日

研究学園都市計画事業
萱丸一体型特定土地区画整理事業
施行者　独立行政法人都市再生機構
首都圏ニュータウン本部
本部長　茂木　貴志

記

１　清算金督促状通知者
氏名　勝田　雄吉
住所　千葉県千葉市幕張町一丁目5018番地

２　通知内容

督促状

平成29年１月20日付けで平成29年３月21日を納付期限として納入告知した、貴殿の研究学園都市計画事業萱丸一体型特定土地区画整理事業清算金は、納付されておりませんので、下記のとおり納付されるよう督促します。

納付金額	
清算金元金	274,246円
利子	0円
延滞利息	0円
督促手数料	82円
合計	274,328円
納付期限	平成29年12月11日
納付場所	機構取扱金融機関

（注）
１　清算金の納付が本督促状の納付期限を経過したときは、その経過した日数に応じ、清算金元金及び利子の合計額に年（365日当たり）10.75パーセントの割合を乗じて得た額を、延滞金として、納付金額に加算します。
２　納付期限までに上記の金額を納付されないときは、清算金の分納の承認を取り消して清算金の残額を一時に徴収し、又は土地区画整理法第110条第５項の規定に基づき国税滞納処分の例により換地処分公告時の地権者の財産の差押え等を行うことがあります。
３　この通知に係る処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第２項に規定されています。）
４　この通知に係る処分については、上記３の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内（上記３の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内）に、独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
５　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提訴することはできなくなります。
６　本状と行き違いに、お払込み済みの節は悪しからず御了承ください。

＜お問い合わせ先＞
〒163―1321
東京都新宿区西新宿六丁目５番１号
新宿アイランドタワー21階
独立行政法人都市再生機構
首都圏ニュータウン本部
販売営業部販売ＣＳ課
ＴＥＬ03―3347―0433

以　上

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

１　処分をした弁護士会　京都弁護士会
２　処分を受けた弁護士
氏　　名　島崎　哲朗
登録番号　22769
事 務 所　京都府京都市中京区夷川通高倉東入百足屋町146　ルシェル御所南202　島崎法律事務所
３　処分の内容　戒告
４　処分が効力を生じた年月日
平成29年10月14日

平成29年10月25日　日本弁護士連合会

裁決の公告

東京弁護士会が平成29年２月10日に告知した同会所属弁護士法人弁護士法人十枝内総合法律事務所（届出番号267）に対する懲戒処分（戒告）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成29年10月17日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は平成29年10月19日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第２号の規定により公告する。

平成29年10月19日　日本弁護士連合会

裁決の公告

香川県弁護士会が平成28年４月13日に告知した同会所属弁護士西山司朗会員（登録番号15089）に対する懲戒処分（戒告）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成29年10月17日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件処分を取り消し同人を懲戒しない旨裁決し、この裁決は平成29年10月20日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第３号の規定により公告する。

平成29年10月20日　日本弁護士連合会

農業協同組合法第64条の２第１項の届出に関する公告

下記に掲げる農業協同組合であって、本日現在において、当該農業協同組合に関する登記が最後にあった日から５年を経過しているものは、事業を廃止していないときは、２箇月以内に農業協同組合法施行規則（平成17年農林水産省令第27号）第208条の２で定めるところにより、福島県知事に、その旨の届出をされたい。

なお、当該農業協同組合が本日から２箇月以内に、その届出をせず、また、当該農業協同組合に関する登記がされないときは、当該農業協同組合は、その期間の満了の時に解散したものとみなされる。

平成29年11月９日

福島県知事　内堀　雅雄

記

農業協同組合の名称及び主たる事務所の所在地
雀林牧野利用農業協同組合
福島県大沼郡会津美里町雀林字二番山下2964番地
氷玉牧野利用農業協同組合
福島県大沼郡会津美里町氷玉字福永丙1488番地
柳津町細八牧野利用農業協同組合
福島県河沼郡柳津町大字細八字宮ノ上乙1775番地
瀬ケ野戸沢牧野利用農業協同組合
福島県東白川郡棚倉町大字瀬ヶ野字戸沢80番地
大犬平牧野利用農業協同組合
福島県東白川郡鮫川村大字青生野字大犬平７番地
東白川郡高城村茗荷牧野利用農業協同組合
福島県東白川郡矢祭町大字茗荷字上茗荷９番地
馬渡戸牧野利用農業協同組合
福島県東白川郡矢祭町大字上関河内字馬渡戸12番地
押舘牧野利用農業協同組合
福島県東白川郡矢祭町大字宝坂字押舘148番地
追分牧野利用農業協同組合
福島県東白川郡矢祭町大字下関河内字追分51番地
高野谷地牧野利用農業協同組合
福島県東白川郡矢祭町大字宝坂字鶴池65番地
熊倉牧野利用農業協同組合
福島県西白河郡西郷村大字熊倉字森前11番地
真名子牧野利用農業協同組合
福島県西白河郡西郷村大字羽太字上前田27番地
強清水牧野農業協同組合
福島県会津若松市河東町八田字竹蕨庚704番地
小野川牧野利用農業協同組合
福島県大沼郡昭和村大字小野川字後沢458番地
大芦牧野利用農業協同組合
福島県大沼郡昭和村大字大芦字千場1310番地
喰丸牧野利用農業協同組合
福島県大沼郡昭和村大字喰丸字三島956番地